

第6回 電波有効利用成長戦略懇談会資料

IoT時代における機動的な電波利用ニーズへの対応のための
電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合した無線設備の
非商業用途(調査・試験・研究等)の利用について

在日米国商工会議所

2018年2月28日

在日米国商工会議所 (ACCJ)

- 米国企業40社により1948年に設立された、日本で最大の外国経済団体の一つ
- 1000社以上を代表する約3500人の会員
- ミッション: 「日米の経済関係の更なる進展、米国企業および会員活動の支援、そして、日本における国際的なビジネス環境の強化」
- 様々な産業・分野を代表する60以上の委員会を中心に、「ネットワーキング」「情報発信」「政策提言」の活動を展開



Networking



Information



Advocacy

要望内容

電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。

背景・理由

- IoT無線設備やAI技術を搭載した無線設備の実用化に当たっては、複数の国・地域にて、多数の者が試験に関わることによって短期間のうちに検証・実証を重ね、商品化されるという特徴があります。
- 電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合した海外製の無線設備であっても、技術基準適合証明等を取得するまでは例外なく調査・試験・研究を行うことができず、製品開発やサービス展開の遅れにもつながりうる状況です。
- 申請負担の大きい実験試験局の免許を個別に取得することは現実的ではありません。特定実験試験局の場合は、周波数や実験可能な場所の制約を受けるため、対応が困難です。

参考

- 平成28年5月21日から、訪日観光客等が日本国内に持ちこむWi-Fi端末やBluetooth端末については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から90日以内に限って可能となりました。（非商業用途での利用に伴うリスクは、その規模からして、年間2,000万人を超える訪日観光客等による無線設備の利用に伴うリスクよりも明らかに低いか少なくとも同等以下と考えられます。）
- 米国では、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性等を見極めるための試験や評価のためであれば、4,000台を上限に機器を輸入することが可能です。

**IoT時代における機動的な電波利用ニーズへの対応のための
電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合した無線設備の
非商業用途（調査・試験・研究等）の利用について**

（意見）

（電波法第4条、第5条、第58条、電波法施行規則第4条、第7条）

電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外より持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。

（理由）

1. IoT無線設備やAI技術を搭載した無線設備を巡るグローバルな開発競争は目まぐるしく、これら無線設備の実用化に当たっては、複数の国・地域にて、多数の者が試験に関わることによって短期間のうちに検証・実証を重ね、商品化されるという特徴があります。日本においては、電波法では、電波の利用における混信等を防止するために、無線設備は電波法第三章に定める技術基準に適合する必要があります。現状では、海外製の無線設備については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合した場合であっても、技術基準適合証明等を取得するまでは例外なく調査・試験・研究を行うことができず、結果として、日本において迅速な検証・実証を行うことの妨げともなっており、製品開発やサービス展開の遅れにもつながりうる状況となっています。
2. 技術基準適合証明等未取得していない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、調査・試験・研究に当該設備を用いることは法令上可能ではありますが、昨今のIoTやAIに対応した無線設備の場合には、日本を含む複数の国・地域において、短期間に集中的に多数の調査・試験・研究を行った上で製品化する必要があり、申請の負担の大きい実験試験局の免許を個別に取得することは必ずしも現実的ではありません。また、特定実験試験局の場合は、試験したい内容次第で特定実験試験局の周波数が割り当てられていないこともあるほか、実験可能な場所の制約を受けることから、必ずしも同制度が利用可能とも限らず、顕在化するニーズへの対応が困難と考えます。このことから、電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠したWi-Fi、Bluetooth及びZigbeeなどを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。

3. なお、「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）」において、訪日観光客等が日本国内に持ちこむ Wi-Fi 端末や Bluetooth 端末については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から 90 日以内に限って可能となりました。平成 28 年 5 月 21 日から施行されていますが、これまで混信等の社会的問題は発生していないと承知しています。Wi-Fi、Bluetooth 及び Zigbee などを利用する無線設備の非商業用途での利用に伴うリスクは、その規模からして、年間 2,000 万人を超える訪日観光客等による無線設備の利用に伴うリスクよりも明らかに低いか少なくとも同等以下であると考えられます。

4. また、米国の場合には、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性等を見極めるための試験や評価のためであれば、4,000 台を上限に機器を輸入することが可能になっており、円滑な試験や評価の実施に役立っています。